平成２６年（フ）第５４号
大阪府阪南市自然田1626番地
債務者　小橋　文子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
大阪府阪南市自然田1626番地
債務者　小橋　幹生
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
大阪府阪南市自然田1626番地
債務者　居酒屋エナこと　小橋　千鶴
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
大阪府岸和田市内畑町714番地
債務者　上野　将太
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
大阪府貝塚市半田47番地
債務者　川端　幸代
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目８番２―202号
債務者　池田　博之
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目８番２―202号
債務者　池田　理恵
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
大阪府和泉市和田町334番地の７
債務者　林　　美穂
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
大阪府和泉市寺田町２丁目９番27号
債務者　中本　浩二
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
大阪府岸和田市尾生町５丁目10番46―201号、前住所大阪府岸和田市池尻町31番地　パレスさくらＢ棟101号
債務者　西原真奈美（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番４―701号
債務者　森　　智哉
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
東京都立川市西砂町５丁目13番地の29重松方
債務者　鈴木　佳子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１３号
神奈川県茅ヶ崎市中島780番地１　シーガルハウス205号
債務者　綾部　　隆
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４号
釧路市武佐４丁目21番254号
債務者　古田　　豊
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４８号
釧路市芦野２丁目17番11号　ハイツピジョン２Ｄ号室
債務者　藤田　克則
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４９号
釧路市芦野２丁目17番11号　ハイツピジョン２Ｄ号室
債務者　藤田美重子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１５３号
東京都八王子市東浅川町540番地５けやき通りプラザ308号
債務者　佐々木　宰
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部